

外国人職員の従事する職に関する規則

平成27年3月30日規則第16号

第1条 本組合の事務職員、技術職員のうち日本国籍を有しない者（以下「外国人職員」という。）の従事する職については、この規則の定めるところによる。

第2条 管理者は、公務員に関する基本原則（公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる公務員となるためには日本国籍を必要とする旨の原則をいう。）に基づき、外国人職員の配置その他の任用を行う。

2 管理者は、外国人職員の従事する職について、次に掲げる職を基準として、別に定めるものとする。

(1) 住民の権利義務その他法的地位を一方的に決定することができる業務を行う職以外の職

(2) 行政施策の企画立案、予算の編成等施策的判断を伴う事務について決定権限を有する職以外の職

第3条 この規則の施行に関し必要な事項は、事務局長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。